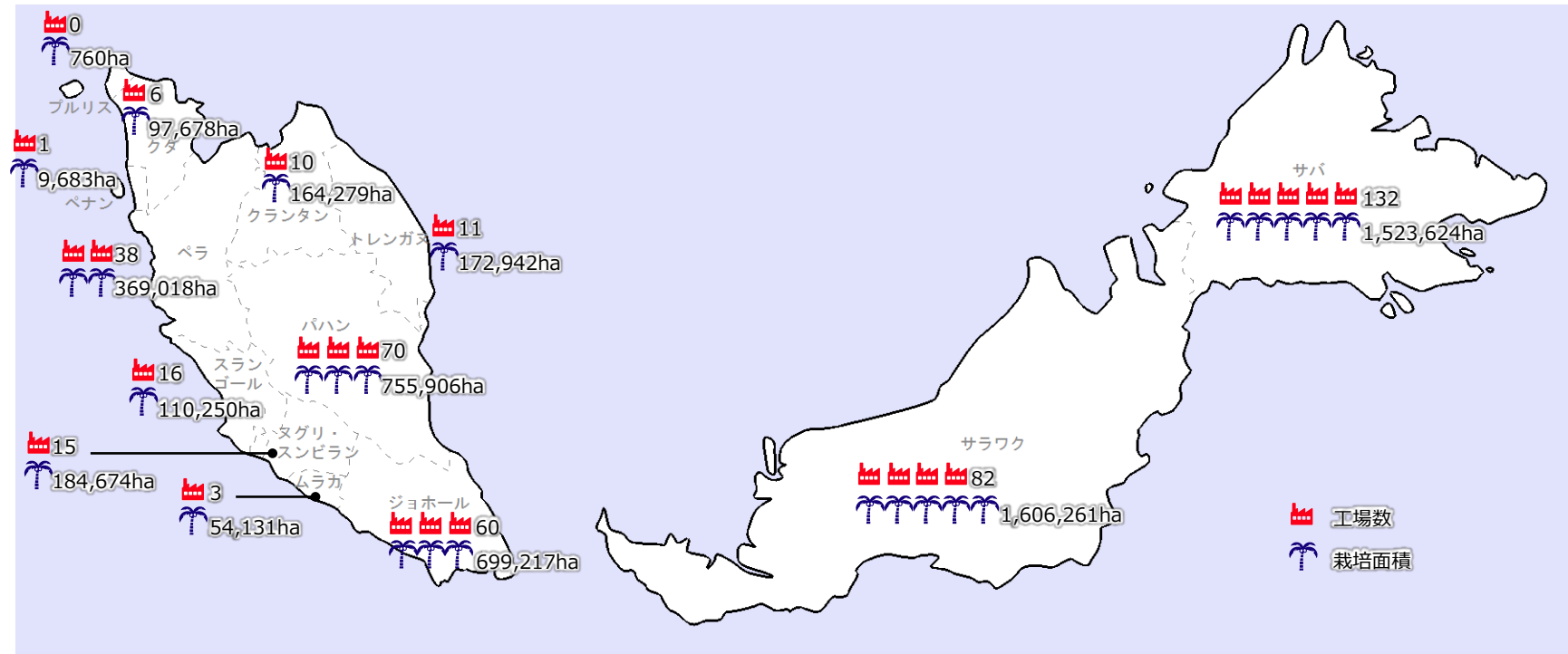


中流工程：マレーシアのパーム油の搾油工場の分布

- アブラヤシはその生果房を定期的に収穫し、収穫後24時間以内に搾油工場への搬入が必要とされる作物であるため、安定的な労働力が確保されていること、搾油工場が農園の近くに立地すること、生果房の運搬のための道路等のインフラの整備されていることなどが重要
- 資金力・労働力に乏しい小規模農家がパームビジネスを成立させるためには、集団化・組織化や大規模農園企業（プランテーション）の製造・流通インフラを利用することが不可避

アブラヤシの農園と搾油工場の分布（2019年）



資料：MPOBデータより、みずほサーチ&テクノロジーズ作成

パーム油大手企業

- パーム油の主要な大手生産企業には、マレーシア企業とインドネシア企業に加えて、資本家としてシンガポール企業も名を連ねる
- マレーシア企業やシンガポール企業はインドネシアでも農園を展開。世界最大手はマレーシア国籍のSime Darby Berhad
- 大手企業の中には、リベリア、コートジボワールといったアフリカ諸国にも生産地を多角化しているケースもある。加工工場は欧米に保有、世界各国に輸出するための拠点を設けているなど多国籍企業の側面を有する

企業名	国籍	概要
Sime Darby Berhad	マレーシア	当社は栽培面積、果房生産量共に世界No.1のパーム油プランテーション会社であり、パーム油精製の他、2018年には20MWの太陽光発電を手掛ける他、バイオガス・バイオマス発電等再エネにも注力。2004年RSPO設立時からのRSPOメンバーであり生産地の多くで認証保有。
Golden Agri-Resources Ltd.	シンガポール	1996年にシナルマス一族の姻戚によって設立された大手プランテーションであり、主にインドネシアに約40万ヘクタール以上の農園を保有。現在では13か国で事業展開し、100か国へ製品を輸出。インドネシアの他、中国でも川中、川下まで幅広く事業を展開している。
PT Salim Ivomas Pratama tbk	インドネシア	インドネシアを代表する財閥企業のサリムグループにおけるパームオイル製造企業の一社（即席麺製造を営むインドフードの事実上の子会社）であり、インドネシアで20万ヘクタール以上の農地を保有している。
Willmar International Ltd.	シンガポール	1991年創業のアジアを代表する食品企業であり、パームオイル製造の大手企業。インドネシア、マレーシアの他、コートジボワール、西アフリカと複数か国で20万ヘクタール以上の農園を展開。なおオーナーのMr.Kuokはマレーシア人であり、マレーシア第一位の資産家である。
Kuala Lumpur Kepong Berhad	マレーシア	1906年にロンドンで設立されたKuala Lumpur Rubber Companyをルーツに持ち、1960年からプランテーション事業を操業。1973年に現在の名称でマレーシアにて設立。特にオレオケミカル事業において強みを有し、三井物産とも1991年より協業しており2015年には、当社が運営する中国の油脂化学事業にも出資参画しておりパートナー関係は強化された。
IOI Corporation Berhad	マレーシア	1969年創業、1985年にマレーシアでのパーム油プランテーションに本格参入。オレオケミカル（油脂化学）/バイオリファイナリー事業では食品・化学品を精製し、パーム由来製品を世界80か国へ輸出する他、不動産事業も手掛けておりシンガポールや中国へも参入済。オランダに大規模な油脂化学加工工場も保有。

資料：マレーシアみずほ銀行作成



3. パーム油（マレーシア）

- 3-1 マレーシアの概要
- 3-2 マレーシア産パーム油の現状
- 3-3 サステナビリティに関連する課題等**
- 3-4 マレーシア産パーム油の品質・量の安定調達のための取組の方向性

パームに対するネガティブキャンペーン

- マレーシアのパーム油産業は、欧米やNGOから健康、環境、人権といったサステナビリティに関する問題の指摘を受け、それらに関するネガティブキャンペーンへの対応に尽力してきた

健康面に関わるネガティブ要素		環境面・人権面に関わるネガティブ要素
米国大豆協会（ASA）を中心としたパーム油に対するネガティブ・キャンペーン 「パーム油は、飽和脂肪酸のため、心臓に悪い」という批判	1980年代後半	
米国は、加工食品について、既に表示義務があった総脂質、飽和脂肪酸、コレステロールの含有量の表示を義務化	1993年	
	2005年	CSPI（Center for Science in the Public Interest：本部ワシントンDC）が『残酷なオイル（CRUEL OIL）』を発表
米国食品医薬品庁（FDA）はトランス脂肪酸の含有量表示の義務化 飽和脂肪酸、トランス脂肪酸及びコレステロールをとる量を少なくするための消費者が日常的にできることとして、オリーブ油、なたね油、大豆油、ひまわり油、とうもろこし油のような、一価及び多価の不飽和脂肪酸の割合が高い油脂に替えることを推奨	2006年	
	2010年	グリーンピースがキットカットを販売するネスレ本社の前で抗議活動
	2020年	米国税関・国境警備局（CBP）は、強制労働の疑いにより、マレーシア企業が製造したパーム油とそれを含む製品の輸入を差し止める違反商品保留命令（WRO）を発表
	2021年	End Palm Oil Deforestation Act 導入 米国に輸入されるすべてのパームオイルが合法的・持続可能・倫理的・責任ある方法で栽培されることを担保
	2022年	EU森林DD法成立

資料：高多 理吉、「マレーシア・パーム油産業の発展と現代的課題」、国際貿易と投資 Winter 2008/No.74より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

EUと米国の動き

- 近年、欧州委員会における輸入バイオディーゼルへの関税制裁と、アメリカにおけるパームオイルの輸入制裁の動きが活発化
- EUでは2005年頃から域内の穀物等農業資源の活用や雇用効果の再生エネルギーとしてバイオディーゼルの普及を促進しているが、安価なパームオイル由来のバイオディーゼルとは経済上の相反があり、2013年に輸入バイオディーゼルにアンチダンピング税が課された
- 一方、社会的にサステナビリティの意識が高まる中で2018年にはEUの再生可能エネルギー指針が公表され2030年までの輸送用燃料としてのパームオイルの禁輸が発表されている
- 米国土安全保障税関・国境取締局によるパームオイルの商品留保措置の様に、当初から、制裁に人道背景しか確認できないケースも出てきており、経済上の相反関係にサステナビリティの議論が合流することで貿易取引を取り囲む文脈がより複雑化している

欧州委員会による制裁の動き

2013年3月	欧州委員会がインドネシア・アルゼンチンから輸入されるバイオディーゼルにアンチダンピング関税を課す暫定決定
2013年11月	アンチダンピング関税の発動
2014年6月	インドネシア政府がアンチダンピング関税措置に反発し、WTO提訴
2015年8月	WTO紛争解決パネル設置
2018年	欧州委員会が、輸送用燃料に利用するパーム油の輸入を30年までに事実上禁止する方針、再生可能エネルギー指令（RED2）を公表
2019年12月	インドネシア政府がEUの輸入規制を不当としてWTO提訴。EUへ二国間協議を要請
2021年1月	マレーシア政府がEUとフランス、リトアニアを対象としてWTO提訴

米国土安全保障税関・国境取締局による制裁の動き

2020年9月	FGV Holdingsとその関連会社グループに対する違反商品保留命令（WRO）を発動
2020年12月	Sime Darby Plantationとその関連会社グループに対する違反商品保留命令（WRO）を発動
2021年11月	マレーシア初の強制労働根絶に向けた5年間の国家行動計画（NAPFL）2021－25を発表
2022年2月	米国土安全保障税関・国境取締局はマレーシアから米国に向けて出荷された4件のパーム油製品を押収したと発表
2022年3月	マレーシア政府は21日、国際労働機関（ILO）の強制労働条約（第29号）の2014年議定書に批准